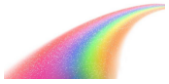


宇陀市パートナーシップ・ファミリーシップ 制度の手引き



宇陀市
令和7年4月



も く じ

1. はじめに
2. 宇陀市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは
3. 届出することができる方
4. 届出の流れ
5. 届出に必要な書類
6. 証明書等の再交付
7. 証明書等記載事項の変更
8. 証明書等の返還
9. 子の氏名の削除
10. よくあるご質問 Q&A

1. はじめに

宇陀市では、「誰ひとり取り残されない、共生の地域づくり」を目指しています。

今回2023年6月に公布・施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨に鑑み、宇陀市においても、市民一人ひとりが性的指向や性自認の違いを多様性として認め合い、互いに人権を尊重し、自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入します。

この制度を導入することで宇陀市が性的マイノリティの方の意思に寄り添い、性的指向や性自認に対する差別解消を図り、多様性に対する社会的理解を促進することで共生社会の実現に努めてまいります。

2. 宇陀市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

お互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束した性的マイノリティの二人が、パートナーシップの関係にあることを宇陀市に届出する制度です。

また、二人に子どもや親（養子・養親を含む）がいる場合、あわせてファミリーシップの届出もできます。

この制度は、婚姻とは異なり、法律上の効果（相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族とともに、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援する取り組みであり、市民や事業者の理解が広がるよう啓発活動に取り組んでいきます。

パートナーシップの届出

互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において相互に協力し合うこと約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係のことを「パートナーシップ」といいます。

パートナーシップの届出とは、パートナーシップの関係にある者同士が、お互いのパートナーであることを宇陀市に届出することをいいます。

ファミリーシップの届出

パートナーシップの関係にある者同士が、生計を一にする子（養子を含む。以下同じ。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）等において、互いに家族として尊重し、日常生活において相互に協力する家族関係のことを「ファミリーシップ」といいます。

ファミリーシップの届出とは、ファミリーシップの関係にある者が、その関係を宇陀市に届出することをいいます。

3. 届出することができる方

◎パートナーシップの届出ができる方

互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人で、以下のすべての要件を満たす必要があります。

1. 双方が届出を行う当日において民法上の成人であること。
2. 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ・双方が市内に住所を有していること。
 - ・一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3ヶ月以内に市内への転入を予定していること。
 - ・双方が3ヶ月以内に市内への転入を予定していること。
3. 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
4. 他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係にないこと。
5. 届出をしようとする者同士が近親者（民法第734条又は第736条の規定により婚姻をすることができない関係をいう。）でないこと。
（ただし、パートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合は除く。）。

◎ファミリーシップの届出ができる方

パートナーシップの関係にある者同士が、生計を一にする子（養子を含む。以下同じ。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）等において、互いに家族として尊重し、日常生活において相互に協力する家族関係を約束した方で、以下のすべての要件を満たす必要があります。

1. パートナーシップ関係にある者の一方又は双方の子（養子を含む。以下同じ。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）その他市長が認める者（以下「子又は親等」という。）である方。
2. 届出を希望する子（15歳未満の子は除く）や親の同意が確認できること
3. 生計が同一であること

4. 届出の流れ



【1】パートナーシップ・ファミリーシップの届出

- ・必要書類を「持参」又は「郵送」してください。
- ・本人確認及び必要書類の確認を行います。なお、書類に不備や不足がある場合等は、届出を受け付けられない場合があります。

※様式は、ホームページからダウンロードできます。

※事前予約は不要です。（届出や相談を希望される方で、プライバシー保護のため別室で対応を希望される場合は、下記お問い合わせ先（人権推進課）までご連絡ください。

問い合わせ・各種届出窓口・受取窓口

宇陀市市民環境部人権推進課（市役所1階）

《住所》宇陀市榛原下井足17番地の3

《電話》0745-82-2147

《メール》jinken@city.uda.lg.jp

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分



【2】内容確認・審査

- ・届出時に本人確認をさせていただきます。（郵送の場合を除く）
- ・提出書類に不備がないか、必要となる要件が満たされているか確認し、届出を受付します。
- ・内容確認・審査には1週間程度お時間が必要です。

【3】証明書及び証明カードの交付

- ・届出を行ったお二人に「パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書」と「パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード」を交付します。

※交付は届出者のどちらかお一人の来庁でも可能です。

※交付の際に本人確認を行いますので、本人確認書類をご持参ください。

※郵送での受け取りを希望される場合は、届出の際にご相談ください。

5. 届出に必要な書類

【1】宇陀市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第1号）

- ・届出書の用紙は宇陀市人権推進課（宇陀市役所1階）のほか、各地域事務所等にもご用意しています。（宇陀市ホームページからもダウンロードすることができます。）
- ・戸籍上の氏名だけではなく、通称を使用して届出することもできます。ただし、社会生活の中で日常的に使用しているものに限りです。
- ・通称名の使用を希望される場合は、通称名の欄に通称名を記入するとともに「証明書及び証明カードへの通称名の記載方法」の欄で、希望する記載方法を選択してください。

【2】パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する確認書（様式第2号）

- ・確認書の用紙は宇陀市人権推進課（宇陀市役所1階）のほか、各地域事務所等にもご用意しています。（宇陀市ホームページからもダウンロードすることができます。）

【3】市内に住所があること等が確認できる書類（3ヶ月以内に発行されたもの）

- ・世帯全員の住民票の写し（続柄の記載が必要）

※転入を予定されている方の場合、転入前の自治体で発行された転出証明書の写し、賃貸契約書の写し等転入予定日及び転入予定住所がわかる書類を提出してください。

※事情により、上記の書類が揃わない場合は、ご相談ください。

- ・宇陀市へ転入されましたら、住民票の写し等を提出してください。

【4】婚姻をしていないことが確認できる書類（3ヶ月以内に発行されたもの）

- ・戸籍抄本または戸籍一部事項証明書
- ・外国籍の方は、大使館等が発行する独身証明書や婚姻具備証明書

※日本語訳を添付してください。

【5】日常生活において通称名の使用が確認できる書類（通称名の届出を希望される場合のみ）

- ・届出の際に戸籍上の氏名ではなく、通称名の使用を希望される方は、社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に確認できる（通称名が記載されたもの）書類を提出してください。

※通称名が確認できる書類（例）

各種郵便物、病院の診察券、電気・ガス・水道の検針票や請求書、社員証、学生証、健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保健の被保険の被保険証（戸籍名裏書）など

※その他のものについてはご相談ください。

【6】ファミリーシップの届出を確認できる書類

- ・ファミリーシップの届出をする場合は、パートナーシップを届出する者とファミリーシップを届出する者との関係を証明する書類（戸籍抄本または戸籍一部事項証明書等）を提出してください。なお、ファミリーシップの届出をする場合で、届出の日において15歳以上の者については、子又は親の届出に関する同意書（様式第3号）を添付してください。
- ・届出書の用紙は宇陀市人権推進課（宇陀市役所1階）のほか、各地域事務所等にもご用意しています。（宇陀市ホームページからもダウンロードすることができます。）

【7】本人確認書類

・本人確認書類

- ① 個人番号カード、旅券、運転免許証
- ② ①のほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- ③ 上記の書類を提示することが出来ない場合は、顔写真のない官公署が発行した書類（健康保険証、介護保険証、など）の2点を提示

※本人確認書類の提示については届出の際に原本の提示をお願いします。

ただし、郵送による届出を行う場合の提示については、原本を電磁的に複写した物を届出の際に同封してください。

- ・顔写真付きのものは1点、顔写真無しの場合は2点提示してください。

※代表的な本人確認書類例

1点提示（顔写真付き）

- ・運転免許証
- ・個人番号（マイナンバー）カード
- ・旅券（パスポート）
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード
- ・その他、官公署が発行したもの等

2点提示（顔写真無し）

- ・国民健康保険被保険者証
- ・健康保険・船員保険・介護保険の被保険者証
- ・共済組合員証
- ・国民年金手帳・年金証書
- ・その他、官公署が発行したもの等

6. 証明書等の再交付

証明書又は証明カードを紛失したり、汚損や破損したりしたときや、住所や氏名が変更になったときは、パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書等再交付申請書（様式第6号）により証明書又は証明カードの再交付を申請することができます。

届出書の用紙は宇陀市人権推進課（宇陀市役所1階）のほか、各地域事務所等にもご用意しています。（宇陀市ホームページからもダウンロードすることができます。）

※申請の際は、本人確認書類「【7】本人確認書類」をご提示ください。）

7. 証明書等記載事項の変更

届出の内容に変更があったときは、変更の内容がわかる書類を添付してパートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更申請書（様式第7号）を提出してください。

届出内容を審査した後、変更後の証明書を交付します。

▶主な変更内容

- ① 当該届出に係るパートナーシップにある者又はファミリーシップにある者の氏名、住所その他当該届出の内容に変更が生じたとき
- ② 当該届出に係るファミリーシップにある者が増加したとき
- ③ 生計の独立、死亡その他の理由により当該届出に係るファミリーシップにある者が減少し、又はなくなったとき

※変更前の届出証明書（様式第4号）及び証明カード（様式第5号）は返還してください。

届出書の用紙は宇陀市人権推進課（宇陀市役所1階）のほか、各地域事務所等にもご用意しています。（宇陀市ホームページからもダウンロードすることができます。）

8. 証明書等の返還

届出した後に、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書等返還届（様式第8号）を提出してください。その際には、交付を受けた証明書・証明カードを返還してください。ただし、紛失その他の理由により証明書及び証明カードの返還が困難な場合は、ご相談ください。

▶証明書等の返還が必要なとき

- ① パートナーシップ関係が解消されたとき
- ② パートナーの一方が死亡されたとき
- ③ 一方又は双方が届出できる要件に該当しなくなったとき。
（転勤その他のやむを得ない事情による一時的な転出をする場合を除く。）
- ④ 申請書を提出した時点において要件に該当していなかったことが判明したとき

届出書の用紙は宇陀市人権推進課（宇陀市役所1階）のほか、各地域事務所等にもご用意しています。（宇陀市ホームページからもダウンロードすることができます。）

9. 子の氏名の削除

15歳に達したファミリーシップの対象者は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書に関する申立書（第9号様式）を提出することで、自身の氏名及び生年月日を削除することができます。（年齢を証明する書類の添付が必要）

削除の申し立てがあったときは、届出者に対し、当該申立を行った子の氏名及び生年月日を削除した証明書等を改めて交付します。

※変更前の届出証明書（様式第4号）及び証明カード（様式第5号）は返還してください。

届出書の用紙は宇陀市人権推進課（宇陀市役所1階）のほか、各地域事務所等にもご用意しています。（宇陀市ホームページからもダウンロードすることができます。）



10. よくあるご質問Q&A

Q1 婚姻制度とパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度はどのような違いがありますか。

A 結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方、本制度は、市の内部規定である要綱に基づいて行うもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。（※届出を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。）

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A 宇陀市では、お二人のパートナー関係や家族としての関係を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止めるとともに、性的マイノリティの方々への社会的理解が広がり、生きづらさの解消や改善につながっていくことを期待して導入するものです。

Q3 パートナーシップの届出をするメリットは何ですか。

A 配偶者と同様に市営住宅に入居が可能となるなどの行政サービスが受けられます。また、民間サービスでは携帯電話の家族割、旅行会社のマイレージの共有、生命保険の受取人になれるなど配偶者と同様の待遇を受けられる場合があります。

制度の理解や周知を進めることで、民間サービスへのさらなる波及効果が期待されます。

Q4 宇陀市民でないと届出はできませんか。

A 一方が市内に住んでいて、もう一方が届出の日から3ヶ月以内に市内へ転入する予定の場合やお二人が届出の日から3ヶ月以内に市内へ転入を予定している場合は届出することができます。

Q5 パートナーシップの届出は、戸籍上の性別が同一でないとできないのですか。

A 戸籍上の性別が異性となるカップルであっても、性的指向や性自認を理由に法律婚を選択しない、望まない方々もいると考えられます。そのような方々についても本制度が利用できるよう、宇陀市では戸籍上の性別は限定しない取扱いとしています。

Q6 郵送でのパートナーシップの届出はできますか。

A 必要書類を郵送することで届出できます。

Q7 届出に費用はかかりますか。

A 届出や証明書等の発行に費用はかかりません。ただし、届出時に添付する必要書類によっては取得に費用が発生するものがあり、その場合は自己負担となります。

Q8 証明書等は当日交付されますか。

A 審査の為、交付まで一週間ほどお時間をいただきます。

Q9 届出の際、通称名を使用できますか。

A 通称名を使用して届出をしていただくことができます。通称名で届出を希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類をご提示ください。本制度における証明書等に記載する通称名は、他の行政手続きにおける通称名の使用や、民間サービスにおける通称名の使用を保証するものではありません。

Q10 なりすましや偽造（悪用）は大丈夫でしょうか。

A 届出を受ける際、独身であることを証明する書類の提出と、本人確認書類の提示をいただき、なりすましなどを防止します。

Q11 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

A 結婚に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、手続きには費用が発生します。詳しくはお近くの公証役場へお問い合わせください。

Q12 宇陀市外に転出する場合、証明書等を返還する必要はありますか。

A 宇陀市外へ転出する場合は、届出できる要件に該当しなくなるため返還届を提出していただくとともに証明書を返還していただきます。ただし、一方が転勤、家族の看護その他やむを得ない理由により市内に居住することが困難となり、一時的に市外へ住所を異動する場合を除きます。なお、今後「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」へ加入予定です。同ネットワーク加入後はネットワーク加入自治体へ転入する場合、転入先で宇陀市の証明書等が必要なため、返還は不要になります。（加入状況等、詳しくは、人権推進課までお問い合わせください。）

宇陀市パートナーシップ・ファミリーシップ制度
利用の手引き
2025年4月発行

宇陀市市民環境部人権推進課

《電 話》0745-82-2147

《FAX》0745-82-7234

《メール》jinken@city.uda.lg.jp